

国立大学法人鹿屋体育大学クロスアポイントメント制度に関する規則

〔 令和 3 年 1 月 7 日 〕
規 則 第 1 号

改正 令和 4 年 1 0 月 2 8 日
規 則 第 4 9 号

（目的）

第 1 条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学就業規則（平成 1 6 年規則第 2 0 号。以下「職員就業規則」という。）第 1 0 条の 2 第 3 項の規定に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）における教育、研究、産学連携活動等を推進するために実施するクロスアポイントメント制度に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規則において「クロスアポイントメント制度」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 職員就業規則の適用を受ける教育職員のうち教授、准教授、講師又は助教（以下「教員」という。）が、本学の教員の身分を保有したまま本学以外の機関（以下「相手方機関」という。）の職員として雇用され、本学及び相手方機関の業務（国立大学法人鹿屋体育大学職員兼業規則（平成 1 6 年規則第 2 9 号）に規定する兼業によるものを除く。）を行うこと
- (2) 相手方機関の職員の身分を保有する者が、相手方機関の身分を保有したまま、本学の教員又は国立大学法人鹿屋体育大学特任職員就業規則（平成 2 5 年規則第 1 1 号。以下「特任職員就業規則」という。）の適用を受ける本学の特任職員として雇用され、当該相手方機関及び本学の業務を行うこと

（制度適用の承認）

第 3 条 本学の教員又は相手方機関の職員（以下「職員等」という。）にクロスアポイントメント制度を適用しようとするときは、当該系主任（前条第 2 号の場合には当該プロジェクト長等を含む。）からの申請書（別紙様式 1）による申請に基づき学長が承認する。

（制度適用の要件）

第 4 条 学長は、前条の規定による申請が、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合に承認するものとする。

- (1) 本学の教育、研究及び産学連携の活性化に資するものであると認められること
- (2) 本学の利益に相反していないこと
- (3) 本学の職員としての倫理が保持されること
- (4) 本学の職員としての職務遂行に著しい支障がないこと
- (5) その他本学の職務の公正性、中立性及び信用性の確保に支障が生じないこと

(適用期間)

第5条 クロスアポイントメント制度の適用期間は、原則として1か月以上3年を超えない期間とする。ただし、業務の都合等により必要がある場合は、職員等の同意を得て、5年以下の期間とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、クロスアポイントメント制度の運用上必要な場合には、本学と相手方機関との協議により別段の取扱いをすることができる。

(勤務時間及び給与等の取扱い)

第6条 クロスアポイントメント制度を適用する職員等の勤務時間、休日、休暇等の取扱いについては、鹿屋体育大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年規則第27号）又は特任職員就業規則の規定にかかわらず、本学と相手方機関との協議により決定する。

2 クロスアポイントメント制度を適用する職員等の給与の取扱いについては、国立大学法人鹿屋体育大学職員給与規則（平成16年規則第25号）、国立大学法人鹿屋体育大学年俸制適用教員給与規則（平成28年規則第2号）、国立大学法人鹿屋体育大学新年俸制適用教員給与規則（令和2年規則第13号）又は特任職員就業規則の規定にかかわらず、本学と相手方機関との協議により決定する。

3 前2項に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度を適用する職員等の勤務に関し必要な事項は、本学と相手方機関との協議により決定する。

(協定書の締結等)

第7条 学長は、職員等にクロスアポイントメント制度を適用しようとする場合は、相手方機関の長と協定書を締結しなければならない。

2 学長は、前項の協定書の内容について、クロスアポイントメント制度を適用しようとする職員等の同意を別紙様式2により得なければならない。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年1月7日から施行する。

附 則（令4.10.28規則第49号）

この規則は、令和4年10月28日から施行する。

令和 年 月 日

国立大学法人鹿屋体育大学長 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇系主任
〇 〇 〇 〇

クロスアポイントメント申請書

国立大学法人鹿屋体育大学クロスアポイントメント制度に関する規則第3条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

氏 名 ・ 職 名	
相手方機関名 相手方機関での職名	
期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
本学業務への従事比率 (エフォート率)	%
申 請 理 由	
備 考	

令和 年 月 日

国立大学法人鹿屋体育大学長 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇系主任
(又は〇〇〇〇プロジェクト長等)
〇 〇 〇 〇

クロスアポイントメント申請書

国立大学法人鹿屋体育大学クロスアポイントメント制度に関する規則第3条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

フリガナ	
氏名	
相手方機関名 相手方機関での職名	
期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
本学での職名	
本学業務への従事比率 (エフォート率)	%
申請理由	
備考	

令和 年 月 日

同 意 書

国立大学法人鹿屋体育大学長 殿

氏名（自署）：

私は、国立大学法人鹿屋体育大学クロスアポイントメント制度に関する規則第7条に基づき締結された協定書（令和 年 月 日に本学と〇〇〇〇〇〇〇〇との間で締結されたもの）の内容について、令和 年 月 日から適用されることに同意いたします。